

保護者の皆様へ

感染症による出席停止について（お知らせ）

学校は、児童生徒の集団生活の場です。学校において人から人に感染する疾病、すなわち感染症が発生すると、集団的に感染、発病する危険性が高くなります。そのため、学校保健安全法施行規則で、学校において予防すべき感染症が示され、学校がとるべき感染症の予防措置が定められています。

学校保健安全法施行規則に示された感染症にかかると、一定の期間は学校へ出席してはいけない、出席停止となります。感染症および出席停止期間は下記のとおりです。感染症治癒後の登校時には、「治癒証明書」を学校に提出していただきます。ただし、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は「治癒証明書」を学校に提出する必要はありません。

【出席停止期間の目安】 ☆期間（医師の許可があるまで）ただし、期間の目安は次のとおり

<治癒証明書の提出が不要>

- ① インフルエンザ …発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
- ② 新型コロナウイルス感染症 …発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

<治癒証明書の提出が必要>

- ③ 百日咳 …特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
 - ④ 麻疹 …解熱した後3日を経過するまで
 - ⑤ 流行性耳下腺炎 …耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
 - ⑥ 風疹 …発疹が消失するまで
 - ⑦ 水痘 …すべての発疹が痂皮化するまで
 - ⑧ 咽頭結膜熱 …主要症状が消退した後2日を経過するまで
 - ⑨ 結核、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染、髄膜炎菌性髄膜炎 …病状により、医師において感染の恐れがないと認めるまで
- その他の感染症（溶連菌感染症）…適切な抗菌薬療法開始後24時間を越えるまで

【手続きについて】

- ① 医師により学校において予防すべき感染症と診断を受けたら、学校に連絡してください。
- ② 一定の期間が過ぎたら、医師による治癒証明を受けます。
治癒証明書用紙は、医療機関にあります。（みよし市・豊田市内の医療機関の場合）
- ③ 治癒後、登校の際に学校へ「治癒証明書」を提出してください。

※長期休業中は、提出の必要はありません。

●治癒証明書について

- ・みよしの医療機関及び豊田市内で豊田加茂医師会に所属している医療機関であれば、治癒証明書の文書料はみよしの負担となるため、無料です。
- ・豊田加茂医師会に所属していない医療機関（日進市、東郷町など近隣市町の医療機関）を受診された場合は、治癒証明書の文書料は保護者負担となります。そこで、治癒したと再登校日を医療機関に確認していただければ、必ずしも治癒証明書の提出は必要ありません。その場合は、再登校前に必ず学校へご連絡ください。